

平成22年10月26日言渡

平成20年(ワ)第395号 合祀取消及び損害賠償請求事件

判 決 要 旨

原	告	A
原	告	B
原	告	C
原	告	D
原	告	E
被	告	靖 國 神 社
被	告	国

主 文

- 1 原告らの請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告らの負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 事案の概要

本件は、原告らにおいて、被告靖國神社（以下「被告神社」という。）及び被告国に対し、原告らの親族である沖縄戦等の戦没者ら（以下「本件戦没者」という。）に関して、被告神社が遺族の原告らに無断で本件戦没者を合祀した上、原告らの合祀取消しの要求を拒否して合祀を継続し、また、被告国が本件戦没者の情報を被告神社に無断で提供し、その費用を負担して、憲法20条3項、89条違反の行為を行った結果、これらの被告らの共同行為により、家族的人格的紐帯に基づき原告らの有する追悼の自由等の人格権が侵害され、精神的苦痛を受けたと主張して、不法行為又は国家賠償法に基づく損害賠償請求として、連帯して、原告1人あたり10万円の慰謝料及びこれに対する訴状送達の日翌日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求めるとともに、被告神社

に対し、本件戦没者の合祀とその継続により、原告らの上記人格権が侵害されていると主張して、人格権に基づく妨害排除請求として、被告神社の所有、管理する霊璽簿、祭神簿及び祭神名票（以下「霊璽簿等」という。）からの本件戦没者の氏名の抹消を求める事案である。

## 1 前提となる事実

原告らは、沖縄戦を含む太平洋戦争中に死亡した本件戦没者の親族である。本件戦没者は、いずれも被告神社において合祀されており、その氏名が被告神社の所有、管理する霊璽簿に記載されている。

原告らは、被告神社に対する照会により本件戦没者の合祀を知るなどし、被告神社に対し本件戦没者の合祀取消し又は霊璽簿からの氏名の削除を求めたが、被告神社はこれを拒絶した。

なお、被告神社は、戦没者の合祀に際して、遺族の同意又は了解を得ることをしておらず、申請による合祀や、逆に、合祀取消しの申出も受け入れていない。また、被告神社は、戦没者を合祀した際に遺族に対し合祀の通知を送付する外は、遺族に対して何らの働きかけや連絡も行っていない。

## 2 争点

- (1) 法律上の争訟性
- (2) 被告国の共同行為性
- (3) 原告らの権利ないし法的利益と侵害
- (4) 政教分離原則と賠償責任
- (5) 除斥期間

## 第2 当裁判所の判断

### 1 争点(1)〔法律上の争訟性〕について

(省略)

### 2 争点(2)〔被告国の共同行為性〕について

- (1) 原告らは、被告国は、被告神社による合祀を援助協力し続けたのみならず

主導的に推進したものであって、被告国の行為と被告神社との間には行為の共同性があり、又は被告神社の合祀を幫助したと評価される旨を主張する。

ア 終戦前の合祀と終戦後の合祀とを対比すれば、終戦後の宗教法人制度の改革により、合祀の主体としては、いわば被告国の国家による合祀から被告神社の一宗教法人による合祀に変容したものである。

被告神社における合祀にとって、対象となる戦没者の把握は不可欠の事実行為であり、その氏名等の情報提供とその顛末等に関しては、昭和31年に発せられた第3025号通達及びその別冊の記載を前提とすると、①被告神社による氏名等の照会を前提とするものの、②都道府県は直ちに祭神名票の各項目の記載ができるような原簿を設定整備し、③前記照会に対して都道府県等が調査の上祭神名票に記入して引揚援護局において取りまとめ、被告神社に回付し、④合祀後は都道府県が祭神名票の送付を受けて合祀の採否につき上記原簿の記事を点検補修し、⑤合祀通知状を遺族へ交付する事務についても都道府県は事情の許す限り被告神社の依頼に応じるものとされ、その事務内容としては封書への宛名記入も含まれており、⑥これら事務の費用は国費負担とされていたことが認められること、加えて、被告国と被告神社とにおいて、昭和31年から昭和45年にかけて、頻繁に会合が開催され、合祀基準に関する要望等の伝達などもされていたと認められることからすれば、昭和31年以降にとられた被告国におけるこれらの事務体制に照らして、被告国が少なくとも戦没者の氏名等の情報提供などにつき一定の役割を果たしていることは否めない。

なお、本件戦没者中数名が被告神社の回答上「階級・陸軍軍属（無給）」とされており、被告国によって「沖縄戦の戦闘参加者処理要領」が作成されて援護法の申請が開始された直後である昭和33年ないし昭和34年に合祀されていることを考慮すれば、これらの者は、被告国による援護法の適用を前提とした情報提供によって被告神社の合祀がされたものと窺わ

れ、他の本件戦没者についても、特に昭和32年以降に合祀がされた者は、被告国による情報提供の結果、被告神社の合祀がされた蓋然性がある。

イ　ところで、被告国における前記アの事務体制を、被告神社による合祀行為との関わりにおいてどのように捉えるかは問題である。

この点、被告国は、第3025号通達が一般的な調査回答業務の一環として行政サービスの改善を行うためのものであると主張するものの、前記アの事務体制が一般的な調査回答業務にとどまるかは疑問の余地もある。

しかしながら、被告国の行った事務については、その役割上、合祀行為のために必要ではあるが、あくまでもその周辺の付随的な事務であり、かつ、被告神社からの依頼又は照会を契機とするものである。

そして、終戦後の合祀の経緯からは、終戦後において、①被告国は祭祀の運営及び被告神社の管理に関与していないこと、②合祀の最終決定は被告神社が行い、被告国もその立場を堅持していること、③合祀基準の拡大に関する権限は被告神社の総代会にあったこと、④被告神社は、遺族等につき独自の調査も行なっていたこと、⑤被告国からの情報提供が中断された時期においても年数万人単位で被告神社による合祀が行われていたこと、⑥被告神社による合祀に対して被告国が事実上の強制とみられるような何らかの影響を及ぼしたものともいい難いこと、⑦原告らによる合祀取消申請に対する被告神社の合祀継続の対応につき被告国が何ら関わっていないことなどをそれぞれ指摘することができる。

また、このような被告国による情報提供等の行為の背景には、昭和20年代当初からの復員相談に対する調査回答から徐々に昭和30年代以降にかけて戦没者についての照会回答に変遷した経緯も窺われ、被告国として、大方の国民の意向を反映した時代の要請や時勢に応じて採られた行政上の措置といえる一方、被告国による情報提供自体は、その相手方が宗教法人たる被告神社であったとしても、被告国にとっては、宗教的な色彩のない

事実行為にすぎない。

そうしてみると、被告国の敷いた情報提供を中心とする前記アの事務体制は、被告神社が170万柱を超える多数の戦没者の合祀を行う上で一定の役割を果たしたことは否定できないものの、これをもって、被告神社を主体とする合祀について、その性質として、被告国が被告神社の合祀行為を主導的に推進した又は被告国の行為が被告神社の合祀行為及び合祀継続行為の一部を構成しているとまでいうことはできない。

ウ したがって、被告国において、被告神社との間で国家賠償法4条、民法719条1項の共同不法行為の前提となる行為の共同性があると認めることはできない。

(2) 以上のとおりであるから、国家賠償法4条、民法719条1項の共同不法行為を認めることはできない。なお、原告らは、被告国の上記の関わりによって、被告神社の合祀行為を幫助した（国家賠償法4条、民法719条2項）とも主張するが、幫助的な態様による関与の有無については、幫助の対象となる被告神社の行為が原告らの権利ないし法的利益を侵害するものと認められた後に論ずべき事柄であるから、先に以下でこの点を検討する。

### 3 争点（3）〔原告らの権利ないし法的利益と侵害〕について

(1) 原告らは、本件戦没者との家族的人格的な紐帯を基礎として、遺族の近親者に対する「追悼の自由等」は、個人的人格的生存に不可欠であり、その精神的営みが他者の行為によって乱されることから保護されると主張する。

ア 人が自らの心情や信条に基づいて何人かを追慕する自由は、誰にでも保障されており、遺族においても、いかにして自らが近親者を敬愛追慕するかを決定する自由等については、この保障の範囲とされるべきものである。

しかしながら、他者の宗教的行為との関係で、人が自己の信仰生活の静謐を他者の宗教上の行為によって害されたとし、そのことに不快な感情をもち、そのようなことがないよう望むことのあるのは、その心情として当

然であるとしても、かかる宗教上の感情を被侵害利益として、直ちに損害賠償を請求し、又は差止めを請求するなどの法的救済を求めることができるとするならば、かえって相手方の信教の自由を妨げる結果となるに至る。信教の自由の保障は、何人も自己の信仰と相容れない信仰をもつ者の信仰に基づく行為に対して、それが強制や不利益の付与を伴うことにより自己の信教の自由を妨害するものでない限り寛容であることを要請しているというべきである（最高裁昭和57年（オ）第902号昭和63年6月1日大法廷判決・民集42巻5号277頁）。相容れない信仰に対する不快感や嫌悪感などそれ自体を法的利益の侵害として救済を求め得るとすれば、信教の自由を保障した趣旨は全く没却されてしまうからである。

したがって、他者の宗教的行為との関係において、それが強制や不利益の付与を伴うものであるとき、例えば、遺族の宗教的な外部行為に対する事実上の圧迫又は干渉となり、あるいは信仰の対象がその価値を貶められるなど、自己の信教の自由の妨害を生じるような具体的行為が存在するに至ったとき、初めて、その宗教的感情は、法的保護に値すると解するのが相当である。

イ この点、原告らは、追悼の自由等が人格的生存に不可欠な精神作用であることや名誉権との対比などを理由にして、その保護内容としては、近親者をどのように追悼するかなどの精神的営みが他者の行為によって乱されないことを含むと主張する。

原告らにとって、本件戦没者の合祀をその内心的領域において受け入れ難いものとしていること自体については、十分にその立場を理解することも可能であり、その内心的領域が他者の行為によって乱されないことを望む心情等については、社会生活上、他者からも配慮されるべきものということ是可以する。

しかしながら、名誉権については、人の社会的評価をその保護対象とし、

個人の精神的作用自体を直接的に保護するものとは解されない。そして、信仰の対象を選択する自由は、信教の自由の根幹ともいふべきところ、家族の内部における人格的つながりの価値をいかに高く評価しても、他者の信教の自由に基づく宗教的行為との関わりにおいて、家族が近親者の追悼を独占し、又は、他者が近親者を慰霊すること自体により心の静謐が乱されたとして法的救済を求めることまではできないと解すべきである。

原告らは、追悼の自由等が遺族の故人に対する敬愛追慕の情として、裁判例上も法的保護に値する権利ないし利益として確立されているとも主張するが、原告らの指摘する最高裁平成17年（受）第2184号平成18年6月23日第二小法廷判決・判例時報1940号122頁における滝井裁判官の補足意見は、多数意見を支持する立場を前提とし、別の宗旨での故人の追悼を拒否できると述べる部分についても、公権力による追悼を論じたものである。そして、原告らが指摘するその余の裁判例は、遺族の追慕の対象である当該死者を貶め、又は遺体及びこれを対象とする慰霊行為を侵害する行為が存在する事案であって、直接、遺族らの心情を保護したものとは解されない。

ウ 原告らは、被告神社の信教の自由について、①国家と一定の関係を有する私人や私法人とそうでない一個人との間で人権の衝突が問題となる場合、前者の宗教的行為の自由は一定程度制約されざるを得ない、②国との密接な関係を有する被告神社による個人の信教の自由への侵害は公権力の行使と同視して絶対に禁じられるべきである、③信教の自由は本来個人に認められるものであるから、団体及び組織の信教の自由が個人のそれに優越すると解すべきではないなどと主張する。

しかしながら、憲法20条1項前段は、個人と団体とを区別しておらず、宗教団体は、その宗教団体に帰属する個人の集合体であって、個人の信教の自由は、その帰属する宗教団体を通じて発揮されることも多い。したが

って、宗教団体外の個人の信教の自由と宗教団体の信教の自由について、一方が他方に当然に優越するということとはできない。信教の自由に対する事実上の圧迫又は干渉が生じないかという点についても個別の行為を慎重に検討すれば足り、一般的に、宗教的行為の自由が制約されると解する理由はない。まして、社会的力関係は様々であって、どのような場合にこれを国又は公共団体の権力行使と同視すべきかの判定が困難である上、公権力の行使と社会的事実としての力の優劣関係との間には明確な性質上の区別が存在するのであるから、被告神社の行為を当然に公権力の行使と同視することはできない（最高裁昭和43年（オ）第932号昭和48年12月12日大法廷判決・民集27巻11号1536頁参照）。

エ 以上の検討によれば、原告らの主張する「追悼の自由等」について、これを人格権的な権能を有するものとして、独自の法的な救済を求め得る権利ないし法的利益と捉えることはできないというべきである。

もともと、前記アのとおり、対象となる被告神社の行為に関し、その態様や具体的な内容によっては、原告らにおいて、なお、法的保護に値する場合があります。

#### （ア）被告神社の客観的行為

被告神社における戦没者合祀は、戦没者の氏名等を調査し、合祀基準に合うかを決定するとともに氏名等を記載した祭神名票を作成し、祭神名票の記載を祭神簿に書き写し、さらに祭神簿をもとに霊璽簿を作成し、合祀の祭典を行うという手順で行われる。そして、戦没者合祀の際には遺族に合祀の通知を送付するものの、被告神社は、それ以外には遺族に対して何らの働きかけや連絡も行わない。さらに、霊璽簿等については、いずれも非公開とされており、合祀に関する情報についても、当該戦没者の遺族からの照会等に対しては回答するものの、第三者からの照会等には応じていない。

(イ) 原告らに対する侵害の有無

被告神社における合祀すなわち霊壘簿等の記載及び合祀の祭典については、本件戦没者の合祀が単に合祀者の数を増やす目的からされたなどとは窺えず、その一般的客観的な行為の性質としては、本件戦没者に対する慰霊等のためにされたものであって、総じて、これによって本件戦没者を貶めるものともいい難い。霊壘簿等の記載は、非公開とされており、遺族以外の第三者は、合祀の事実の存否自体を知ることができない状態にあるから、これらの行為によって本件戦没者の社会的評価が低下するなどの自体も想定し得ない。

また、合祀に際しては、合祀通知以外の遺族に対する働きかけや連絡は行われず、原告らの一部においては、被告神社に対する照会等の結果、本件戦没者の合祀の事実を知るに至ったものであり、また、原告ら各自において、その信ずるところと流儀に従って本件戦没者を追悼してきたものと窺えるから、被告神社の合祀行為及び合祀通知が原告らに対して事実上の圧迫又は干渉となったとも認めることができない。

(ウ) 小括

したがって、被告神社による合祀について、原告らの主張する追悼の自由等に必然的に伴う宗教的な感情や心情に関して、事実上の圧迫又は干渉となり、あるいは信仰の対象がその価値を貶められるなど、原告らの信教の自由の妨害を生じるような具体的行為があったものと認めることはできず、このほか、強制や不利益の付与を伴うものということもできないから、原告らに対する侵害を肯定することはできない。

オ このようにして、結局のところ、本件は、本件戦没者を祭神として祀るという抽象化された合祀行為とその継続行為について、それ自体の違法性を含めた法的な評価が問題となる事案ということが出来る。

原告らが戦争の被害者であると認識する本件戦没者について、民間人で

あった者も沖縄における援護法の適用によって陸軍軍属などと認定された上で、被告神社の英霊として祀られていることに対しては、幼少期に悲惨な戦争を体験し、本件戦没者を含めた家族や肉親の死を直接的、間接的に経験した原告らの立場において、その抱くに至った強い違和感、不快感あるいは嫌悪感などについても、理解ができない訳ではない。

しかしながら、何人においても、何をもってその信仰の対象とするかの選択は、絶対的に保護されるべき価値であって、そのような感情や心情自体を根拠として法的救済を認めることができない理由は、前記アで述べたとおりである。

そうして、戦後、援護法の適用によって軍属扱いされたにすぎない純粋な民間人を祭神化することの宗教的な意味は、被告神社の信教の自由に関わる問題であり、仮に、教義的背景に立ち入るのであれば、裁判所に与えられた固有の権限を超えるものであることにほかならない。

- (3) 以上のとおりであるから、被告神社による本件戦没者の合祀行為及び合祀継続行為によって、法的救済を求めることができるような原告らの権利ないし法的利益が侵害されたと認めることはできず、原告らの被告神社に対する損害賠償請求及び霊璽簿等からの氏名抹消請求は理由がない。

そして、原告らの被告国に対する損害賠償請求については、前記2のとおり、被告神社の合祀行為及び合祀継続行為との関係において、行為の共同性が認められず、また、被告神社の原告らに対する不法行為が成立しないから、被告国における被告神社の合祀行為の幫助的な態様による関与の有無にかかわらず、被告神社との共同不法行為に基づく請求として、理由がない。

#### 4 争点(4)〔政教分離原則と賠償責任〕について

原告らは、被告国の被告神社に対する戦没者の氏名等の情報提供行為等とこれに要する費用負担が憲法20条3項、89条に違反すると指摘するので、なお、被告国の単独による国家賠償法上の賠償責任の成否につき検討する。

憲法20条3項、89条の政教分離規定は、いわゆる制度的保障の規定であって、私人に対して信教の自由そのものを直接保障するものではなく、国及びその機関が行うことのできない行為の範囲を定めて国家と宗教との分離を制度として保障することにより、間接的に信教の自由を確保しようとするものである。したがって、この規定に違反する国又はその機関の宗教的活動も、それが憲法20条1項に違反して私人の信教の自由を制限し、あるいは同条2項に違反して私人に対し宗教上の行為等への参加を強制するなど、憲法が保障している信教の自由を直接侵害するに至らない限り、私人との関係で当然には違法と評価されるものではない。

これを本件についてみると、被告国の被告神社に対する戦没者の氏名等の情報提供行為等によって原告らの信教の自由等の権利が直接侵害されたと認めることはできないから、憲法20条3項、89条違反を前提とする国家賠償法上の違法行為は認められず、被告国において、これによる賠償責任は生じない。

### 第3 結論

以上のとおりであり、原告らの被告らに対する請求は、その余を検討するまでもなく、いずれも理由がない。

那覇地方裁判所民事第2部

裁判長裁判官	平	田	直	人
裁判官	早	山	眞	一郎
裁判官	高	橋	明	宏